

大障教ニュース

大阪府立障害児
学校教職員組合
大阪市天王寺区
東高津町7-11
府教育会館704号
(TEL)6765-8904
(FAX)6765-8905

府教委「在校等時間集計にかかる総務事務システムの改修について」を各校に通知 大障教：教員の勤務実態と「教育の本質」を踏まえない内容!

府教委は12月18日、「在校等時間集計にかかる総務事務システム(SSC)の改修について」を各校に通知しました。

通知によれば、「府立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るため、在校等時間について、令和3年1月より、総務事務システムに教育職員本人が入力することにより、適切に把握することとします」としています。しかし、その内容は、教員の勤務実態と「教育の本質」を踏まえない内容となっています。

1. 総務事務システム改修の目的

府教委は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正を受け、「過勤務命令に基づく業務以外の時間も含む」在校等時間(*参照)について上限時間を超えないようにするため、教師等の業務量の適切な管理を行うこと等が求められるためとしています。

2. 総務事務システム入力

府教委は、「教員本人からの申告により『在校等時間』への時間の加算及び除外をする」と

3. 対象となる職員

管理職を含む教育職員(会計年度任用職員を除く)が対象で、事務職員、技術職員は対象外です。

*「在校等時間」とは…

文科省によれば、「教育職員が在校している時間を基本」とし、「校外活動」等の時間を加え、「自己研鑽」等の時間を除いた時間を指します。

これまで、SSCで一定の把握ができていましたが、今回の「改修」で「校外活動」等の時間が「教員の入力」によって把握されるようになります。

4. 「在校等時間」への時間の加算及び除外の概要

府教委は、入力が必要な例として次の内容を示しています。

業務

- ① 宅発、宅着、もしくは両方をとまなう「校外活動」
- ② 法定研修や府教委主催の研修
- ③ 校外学習や修学旅行の引率

5. 自己研鑽の時間

府教委は、業務外と考えられる自己研鑽の時間の具体例として、勤務時間外に行う次の内容を示しています。

- ① 学術書や専門書を読むこと。
- ② 教科に関する論文を執筆すること。
- ③ 教科指導や生徒指導に係る自主的な研究会に参加すること。
- ④ 自らの資質を高めるために資格試験のための勉強を行うこと。

6. 総務事務システム改修における重大な問題点

- (1) 「持ち帰り仕事」を業務と認めていない
教員は、子どもと教育のため、やむを得ず「持ち帰り仕事」を行っています。それらを業務と認めなければ、教員の勤務実態の適切な把握にはなりません。
- (2) 教育基本法、教育公務員特例法に抵触する恐れがある
教育基本法は、教員は職務として、第九条「絶えず研究と修養に励み」としています。自己研鑽の時間除外は、教育の本質を踏まえず、法令違反の恐れもあります。
- (3) 休憩時間を毎日45分取得できているとしている
「在校等時間」は、休憩時間が取得できている前提に立ち、あらかじめ45分を除外しています。自己研鑽の時間を「除外時間」として入力を求める一方で、休憩時間の未取得実態の入力を求めないことは不当であり、教員の勤務実態の適切な把握にはなりません。

(裏面に続く)



新型コロナウイルスの新規感染者が激増する中、1月7日に東京、埼玉、千葉、神奈川を対象にした緊急事態宣言が、2月7日までの期間で出されました。4都県では、飲食店の営業時間を午後8時までにするを要請するほか、テレワークの徹底、午後8時以降の不要不急の外出自粛、大規模イベントの人数制限などが求められます。

幅広い業種に休業・施設使用制限を要請した昨年4～5月の緊急事態宣言と比べると、対象は狭められました。一方、医療体制がひっ迫してきている4都県以外の地域が、なぜ対象にならないかの理由は示されませんでした。感染を広げる場が、必ずしも飲食店などに限ることができない実態もあります。専門家からは、こうしたやり方では1カ月で感染抑制は極めて困難という指摘が出されています。

また、宣言に先立って行われた衆参の議院運営委員会での短時間の質疑にも、菅首相は出席しませんでした。昨年4月の緊急事態宣言の際当時の安倍首相が不十分ながら答弁に立ったことと比べても異常な姿勢です。

そもそも、「感染爆発相当」という状況を引き起こした原因は、「G。T。キャンパー」に固執し、人の流れを止めようとしなかった菅内閣の失政にあります。そのことへの真摯な反省の弁もなく、要請に応じられない業者の店名公表のような「制裁」に踏み切って、国民の一部に責任を押し付けようとするなど言語道断です。

優先されるべき施策は、安心して休業や時間短縮のできる十分な補償や、PCR検査抜本拡充のための国庫負担増、医療機関への減収補填と財政支援に他なりません。

(表面からの続き)

7. 今後、危惧されることごとと 大障教の主張

「校外活動」の時間が「在校等時間」に今回反映されるようになりまし。上限時間を設けることは、時間外勤務縮減に向け、前進的意味を持ちます。しかし、教員の時間外勤務は常態化しています。教員を抜本的に増員し、障害児学校の「過大・過密」を解消しなければ、時間外勤務の抜本的縮減は具体化できません。

また、自己研鑽の概念は曖昧です。府教委は「除外時間を入力しないことで不利益はない」としていますが、管理職による「時短ハラスメント」が危惧されます。有形・無形の圧力による「持ち帰り仕事」の増加や、「除外時間入力」による「見かけ上の超勤時間」が減少すれば、教員の長時間勤務解消が棚上げされるだけでなく、「教職調整額」の改善も危惧されます。

大障教は、今回の「総務事務システム(SSC)改修」による在校等時間集計についての問題点を指摘し、以下の5点の方針をもとにシステムの改善と時間外勤務の縮減を求めるとりくみをすすめます。

- (1) 「在校等時間」に、「持ち帰り仕事」を反映できるようにシステムの改善を要求する。
- (2) 「在校等時間」に、「休憩時間の未取得実態」を反映できるようにシステムの改善を要求する。
- (3) 「自己研鑽」の概念は曖昧であり、「除外入力」について管理職による不当な介入を許さず、教員それぞれが自主的に判断する。
- (4) 「校外活動」における時間外勤務については、勤務実態を反映するため「加算入力」を積極的に行う。また、入力の効率化を図るため、システムの改善を要求する。
- (5) 月当たり45時間を超える超過勤務を行う教員に対する管理職による不当な干渉を許さず、教員の抜本的増員と教育活動に直接関係しない業務の縮減を要求する。

最終集約まで残り3週間

府立支援学校の新校整備を求め署名を 全職場からあつめよう！

障害のある子どもたちに適切な教育が保障できる教育条件整備を求めて、3年目となる『今後の児童生徒数の増加』に見合った府立支援学校の新校整備を求める請願」署名にとりくんでいます。今年度は、コロナ禍の困難な中でも、各分会の奮闘のもとで集約した署名が書記局に寄せられています。3学期を迎え、最終集約にむけた呼びかけをします。

寄せられる父母や教職員の願い

3年目となるPTAによる署名のとりにくみをすすめる学校では、コロナ禍でコミュニケーションがとりにくい状況でも、分会との懇談を通してPTAが作成したピラを配布したり、これまでとりにくんできた経験を活かして父母同士がつながりあう中で署名を積みあげ



ています。父母の奮闘にこたえるように、教職員からの署名も寄せられています。

また、ある退職教員から

は、「10年前に退職した障害児学校と状況が変わっていない。先生方や子どもたちが少しでも良い方向へと願っています」という励ましのメッセージと署名が寄せられました。



教職員とご家族分の署名を最後まで全職場から集約しよう！

全職場からあつめよう！

「新校整備を求める請願」署名は、さまざまな方の共感やねがいとともにとりくまれています。集約した署名は、今年も2月府議会に提出します。提出まで残り約1カ月、大障教内での集約期限を2月5日まで延長してとりくみます。府立支援学校で働く教職員のみならずは、ご家族分も含めた署名をぜひ分会や書記局にお寄せください。最終集約にむけてあらゆる結びつき

を活かし、私たちのねがいをのせた「請願署名」をあつめましょう。(署信用紙がお手元のない方は、分会または書記局にお声がけください。大障教HPからダウンロードも可能です)



「教育のつどい大阪2020」分科会 「中止」のお知らせ

今年度の「教育のつどい大阪2020」分科会【2021年1月17日問題別分科会(障害児教育分科会含む)、1月24日教科別分科会】については、2020年12月25日時点で、感染拡大・収束状況を判断するための独自指標・基準となる「大阪モデル」における赤信号が継続点灯しており、会場である大阪市の感染状況が悪化していることなどの情勢を踏まえ、残念ながら中止となりました。

レポーター、推進委員、世話人、共同研究者はじめ、参加を楽しみにされていた皆様におかれましては、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。